

「実践！金持ち大家塾」会員規約

実践！金持ち大家塾会員規約（以下「本規約」）という）は、本文にて定義する当会の提供するサービスに関して、実践！金持ち大家塾事務局と会員との間の関係を規律するものです。

実践！金持ち大家塾板橋校（以下、「当会」という）への入会を希望される方は、以下の規約をよくお読みになり、ご理解を頂いた上でお申し込み下さいますようお願い致します。お申し込みをされた場合には、以下の事項について全て承諾されたものとみなさせていただきます。

第1章 総 則

第1条【名 称】

当会の正式名称を「実践！金持ち大家塾」とする。

第2条【事務局所在地】

当会の事務局を、東京都板橋区成増3丁目10番15号、大友不動産有限会社内に置く。

第3条【運営形態】

当会は月会費制の有料会員グループとする。

第4条【目 的】

当会は、賃貸経営および土地活用に必要なノウハウと、学習の場および会員相互の交流の場を提供することをその運営の目的とする。

第2章 サービスの提供

第5条【サービス内容】

当会は、前条の目的を達成するために、会員に対して以下のサービスを行う。

- (1) 無料相談（電話・事務局内での直接面談のみ）
- (2) セミナー、勉強会、見学会等（以下、「セミナー等」）の開催
- (3) ウェブサイト上で行うサポート（会員限定ツール、セミナーの配布資料、音声ファイル等の無料ダウンロード）
- (4) 大家業ノウハウに関するテキスト、DVD、音声データなどコンテンツの配布・出版・販売
- (5) 「大家さん学びの会®」への入会手続き代行
- (6) 物件収支シミュレーションによる経営診断
- (7) 仲介手数料半額サービス（ゴールド会員のみ）

(8) その他、前条の目的を達成するために必要な一切の活動

2 前号の各サービスの料金は別表に定める。

第6条【無料相談】

無料相談は、毎週水曜日に配信されるメールマガジンにて別途案内とする。

2 前項の通常時間帯においての相談は原則として事前予約は不要であるが、事前予約のあった場合は予約者を優先する。

3 無料相談の一回の相談時間は30分以内とする。

4 無料相談での回答・アドバイスは、一回の相談時間内で対応が可能な事項についてのみとし、以下の相談に対して事務局は対応する義務はないものとする。

(1) 電話、事務局内での直接面談以外の相談（メール、FAX、郵便など）

(2) 事前および事後の個別調査・出張を要求するもの

(3) その他、事務局に対し多大な負担を強いるもの

5 無料相談に関して、事務局によるアドバイスまたは情報の提供は最大限の知識と誠意を持って行うことに務めるものとするが、相談者にその成果の保証を行うものではない。

6 無料相談時間帯であっても、他の会員の相談に対応している場合など、電話が繋がらない場合や電話に出られない場合があり、会員が希望する時に確実に無料相談サービスの利用ができることを保証するものではない。

第7条【動作環境サポートの免除】

当会の提供するウェブサイト上でのサービスおよびDVD、MP3ファイル等に関して、当該物品・データの瑕疵によらず、会員の再生機・動作環境の都合によって十分なサービスを受けられない場合も、事務局はその動作環境に関するサポートを行わない。

第8条【教材DVDの交換・返品・返金】

会員が、当会の教材DVD等に破損・故障等（会員自身の責めに負うものを除く）を発見し、その交換を希望する場合は、当該物品を保証期間内（物品到着後30日以内）に事務局宛に着払いで送付すれば、事務局はこれに応じる。その際、DVD教材等の返品であることが分かるように伝票に記入するものとする。

2 購入したDVD教材等の返品に関しては前項の手續きに加え、以下の物をすべて同梱する。

(1) 商品受取り時の「受領兼領収証」

(2) 返金用の口座の概要（口座名義、銀行名、支店名、預金種別、口座番号）を記載したもの。ただし郵便貯金口座は不可とする

(3) 物品購入者の氏名、住所、電話番号を記載したもの

3 返金は事務局への商品到着確認後5営業日以内に行う。ただし、前項（1）から（3）までのうち1点でも欠けていた場合はこの限りではない。

4 返品・返金に要する送料・振込手数料等一切の費用は事務局の負担とする。

第3章 会 員

第9条【会員資格】

当会の会員資格は、本規約に賛同し、第4章に定める申込手続きを行い、所定の入会金、月会費を納入することで与えられる。

- 2 良質なサポート水準維持のため、事務局は必要に応じて会員数に上限を定めることができる。
- 3 事務局は、会員に会員カードを交付する。
- 4 会員資格および会員カードは、他者に貸与・譲渡・売却することはできない。

第10条【「大家さん学びの会®」への同時加入及び個人情報の共同利用】

会員は、当会への入会と同時にケン・コンサルティング・インク（本店 アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア通り2222スイート605、日本における支店 東京都板橋区弥生町4番1号）の運営する「大家さん学びの会®」に加入するものとする。

- 2 加入後に受けるサポート内容および遵守すべき事項は「大家さん学びの会®」正会員と同様とする。
- 3 前項の入会手続きの一切は事務局が行う。
- 4 事務局は「大家さん学びの会®」の運営およびサービス内容に関し一切の責任を有しない。
- 5 当会の会員の個人情報は「大家さん学びの会®」への入会手続き及び「大家さん学びの会®」の行う会員サービスの提供の目的にのみ共同利用する。

第4章 入 会

第11条【入会申込方法】

当会への入会は、本規約の全ての条件に合意の上、必要事項を記入した以下の書類を事務局へ送付し、入会金を支払った上で申し込みを完了するものとする。入会金は、希望により初会費引落とし時にまとめて支払うことも認める。

- (1) 入会申込書
 - (2) 口座振替依頼書（日本システム収納株式会社による）
- 2 入会申込者は、本会員規約を承諾しているものとみなす。

第12条【会員コース】

入会希望者は、希望に応じて〔一般会員／ゴールド会員〕のうちいずれか1つの会員コースを選択する。コース別の入会金、月会費、サポート内容は別表に定める。

- 2 入会手続き完了後、会員コースの変更を希望する場合は、事務局に申し出ることによって変更できる。ただし、第4項に該当する場合を除く。
- 3 変更手続きの手数料は無料とする。ただし、他のコースからゴールド会員に変更する場合は、入会金の差額を次回振替時に支払わなければならない。また、ゴールド会員から他の会員になった場合の

入会金の差額分は返還しない。

- 4 入会・変更手続きによりゴールド会員となった者は、その後 1 年間は他の会員コースへの変更はできない。
- 5 会員契約成立後、入会金の返還には応じない。

第 13 条【月会費の支払い】

月会費の支払いは、第 11 条の手続きで指定した支払方法によってする。

- 2 口座振替の場合は毎月 27 日、毎月末にそれぞれ当月分を引き落とす。ただし、入会手続きの完了の日が月末に近い場合は、翌々月から引き落とし開始とし、初回は 2 ヶ月分を引き落とすものとする。
- 3 入会申込者と口座名義人とが異なっても申し込みに影響はないものとする。
- 4 月会費の年間一括払いは会員からの申し込みによって可能とする。ただし、これによる割引などの優遇措置はないものとする。
- 5 口座からの引き落としに関して別途手数料は発生しない。

第 14 条【契約期間】

本契約の期間は、当会の会員登録成立日より 1 年間とし、契約の終了日 30 日前までに、当事者いずれか一方からの契約終了の意思表示がない限りは、本契約は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 5 章 退 会

第 15 条【退会手続き】

会員が退会を希望する場合は、事務局への通知によって行う。

- 2 退会手続きに手数料は不要とし、前項の通知の確認をもって会員契約の終了とする。
- 3 月会費は、退会当月分をもって最終の支払いとする。
- 4 月会費を年間一括払いした会員の途中退会時には、退会当月を除いた残月分を月割計算で算出し、返還する。

第 6 章 知的財産権の保護

第 16 条【著作権等知的財産権の帰属及び使用权】

当会が会員のために作成し、提供するあらゆる教材・コンテンツの著作権、商標権等の一切の権利は、全て事務局に帰属し、当会は入会契約の成立した会員のみ在所定の会費の対価として著作物・コンテンツの使用権を与える。

- 2 前項にいう著作物・コンテンツとは、事務局が第 5 条のサービスのために作成した印刷物、DVD、MP3 ファイル、その他いかなる媒体であるかを問わず、文字、音声、画像情報のいずれかが記録さ

れたすべてのものを指す。

第7章 個人情報の保護

第17条【個人情報の保護】

入会申込時、またはセミナー等の参加によって提供された会員の個人情報は、事務局によって個人情報の保護に関する法律及び当会個人情報保護方針（以下「プライバシー・ポリシー」という）に基づき安全に管理され、会員の同意なくして第三者に開示・提供されない。

2 事務局は、前条の法律およびプライバシー・ポリシーの範囲で会員の個人情報を、当会が会員へのセミナー・イベント等の告知、物品の発送、サポートとしてする統計・分析等に利用することができる。

第8章 禁止行為

第18条【禁止行為】

以下の行為を特に禁止行為とし、これを行った会員を発見した場合、事務局は、会員資格のはく奪を含めた厳重な処分を行い、必要なときは法的措置を取る。

- (1) 会員及びセミナー、イベント、勉強会等の一般参加者に対する営業活動
- (2) セミナー、勉強会の内容を、事務局の許可なく録音、録画、撮影する行為
- (3) 当会が配布・出版する教材等の配布・貸与・転載・複製・販売
- (4) 会員同士の交流によって得た個人情報、プライバシー情報の当会の目的に反する利用
- (5) 公の場での、当会および事務局、または会員に対する誹謗・中傷
- (6) その他、当会の円滑な運営、他の会員のサービス利用を妨げる行為

2 会員は、他の会員が前項の行為を行っていることを発見した場合は、速やかに事務局に通知する。

3 会員は、当会の退会後も前項の禁止行為を行わない義務を有する。

第9章 その他

第19条【会員の責任】

会員は、当会のサービスを通じて得たノウハウ、情報、人脈等を各人の判断と責任において、自らの賃貸経営および不動産投資に利用できる。また、会員間の情報交換は各自の自主性、自立性に委ねられており、事務局は会員間で交換される情報に関し、情報を選別したり、調査したり、管理したりする義務および責任を負わない。

2 会員は、事務局および他の会員に対し、当会の提供するサービスおよび他の会員等から得た情報等の利用に基づく損害・不利益に関して損害賠償を請求しないこととする。

第20条【サービスの停止、変更、修正、追加、削除】

当会は、いつでもそのサービスの内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとする。

第21条【免責】

当会は、会員が本会会員サービスの利用または利用不能から生じる損害については、その原因に関らず一切の責任を負わない。

第22条【不可抗力】

地震・火災・洪水その他の天変地異や暴動等、事務局の管理を超えるやむを得ない事情によるサービスの中止、延期、商品発送の遅延、その他会員への義務の履行遅滞ないし履行不能について事務局は責任を負わない。

第23条【規約の変更権】

本会員規約は、事務局が必要と判断した場合に会員への事前の通知なくいつでも変更することができる。

第24条【準拠法及び管轄】

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、事務局と会員との間に紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第25条【施行日】

本会員規約は、平成22年2月1日を施行日とする。

連絡先窓口

大友不動産有限会社 実践！金持ち大家塾事務局

東京都板橋区成増3-10-15

電話 03-3977-0866

E-mail:info@e-itabashi.net

運営統括責任者 大友哲哉